

## 令和5年度原子力被災12市町村農業者支援事業の事業評価について

令和5年度に実施した原子力被災12市町村農業者支援事業の評価結果について、原子力被災12市町村農業者支援事業実施要綱(平成28年10月11日付け28文第152号農林水産事務次官依命通知)第10の3により、公表します。

### 【問い合わせ先】

大臣官房地方課

災害総合対策室

代表：03-3502-6442

(内線：3125)

令和5年度原子力被災12市町村農業者支援事業の評価書

1. 事業の実施状況

- ① 実施市町村 10市町村
- ② 事業申請期間  
 令和5年2月6日～2月27日  
 令和5年5月15日～6月16日  
 令和5年9月4日～9月22日
- ③ 事業実施計画承認件数 44件
- ④ 事業実績  
 事業費計 662,968千円      うち補助金 473,202千円  
 うち  

・農業用機械等の導入	299,143	218,101
・施設の整備等	359,192	251,867
・施設の撤去	-	-
・果樹の新植・改植、 花き等の種苗等導入	4,633	3,234

2. 事業目標に係る点検

事業目標 平成23年12月末時点で農産物生産の中止等を余儀なくされた農地  
 (17,298 ha(①))のうち、令和7年度末までに6割(10,264ha(②))の営  
 農再開を図る。

令和5年度までの営農再開面積 8,599ha(③)(49.7%)

目標達成度 (③/②) 83.8%

3. 点検評価の総合所見

(1) 福島県は、事業の実施にあたり、事業申請期間中において農業者相談会の開催、対象市町村内での広報、官民合同チーム営農再開グループ(公社)福島県相双復興推進機構、東北農政局、福島県農業振興課及び農林事務所農業振興普及部・農業普及所が構成員)による農業者個別訪問時に事業内容の紹介・助言をとおして、事業の周知と利用促進に取り組んだ。

(2) 県は、過剰で非効率な事業投資とならないよう、事業実施計画書の内容審査や複数の見積りによる事業費チェック等を行い、事業の効率性、有効性が十分に確保されるよう取り組んだ。

(3) 原子力災害被災地域においては、平成29年度に避難指示が解除された4町村(川俣町、浪江町、飯舘村、富岡町)等、徐々に営農再開が進みつつある自治体もある一方、避難指示解除が遅れた地域では、帰還する人も少なく、本格的な営農再開までにはまだ時間を要する状況を踏まえ、令和7年度末までに6割の営農再開を目指すこととし、事業実施期間を延長したところである。

これら被災地域においては、「高付加価値産地構想」の実現に向けて、令和3年度から関係機関が一体となって、外部から担い手を呼び込む取組を進めているところである。県は、これら取組と連携し、市町村及びJA等の関係機関と一体となって、引き続き、農業者への事業の周知や利用促進を推進することなどにより、営農再開を加速化することが重要である。

農林水産省から福島県知事に対する改善指導の必要性

無